

上武大学における公的研究費等の使用に関する行動規範

1. 研究者は、公的研究費が国民の税金を財源としていることを深く認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者は、公的研究費の使用にあたり、学術振興会が定める法令及び本学が定める規程を遵守しなければならない。
3. 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費を計画的かつ適切に使用しなければならない。また、事務職員も教員の研究がスムーズにおこなうことができるように適切に事務処理をしなければならない。
4. 研究者は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防ぐように努めなければならない。
5. 研究者は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において、社会通念上の不適切な行動をしてはならない。
6. 研究者は、公的研究費の取扱いに関する研修会に積極的に参加し、定められたルールを理解し遵守しなければならない。

学校法人 学 文 館

上 武 大 学

公的研究費等の不正使用防止

並びに公的研究費を使用した研究活動における不正行為防止に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、上武大学における公的研究費の不正使用の疑いが生じた場合、並びに公的研究費を使用した研究活動における不正行為の疑いが生じた場合の調査について必要な事項を定めて研究の公平性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「研究者」とは、本学の教職員及び非常勤の研究員等を含む。

第3条 この規則において「不正使用」とは、実態を伴わない旅費、謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規程及び法令に違反した公的研究費の使用をいう。

第4条 この規則において「不正行為」とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより生じる行為であり、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiershipが例として挙げられる。

2 前項において例示した用語の意義は以下の各号の通りである。

一 捏造 研究活動において、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

二 改ざん 研究活動において、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

三 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表現なく流用すること。

四 二重投稿 研究活動において、著者自身によってすでに公表されていることを開示することなく、同一の情報を投稿し、発表すること。

五 不適切なオーサiership 著者となることにふさわしくない者を、著者とすること。

3 この規則において、特定不正行為とは、前項の第1号から第3号に示された行為を指すものとする。

(不正使用又は不正行為に関する通報)

第5条 不正使用又は不正行為に関する窓口を大学本部総務課に置く。(以下、「通報窓口」という。)

(通報の受付体制)

第6条 何人も、不正使用の疑いまたは不正行為の疑いを発見した時は、電話、電子メール、FAX、書面、面会により、不正使用または不正行為が疑われる研究者の不正使用または不正行為の態様・内容を通報窓口に通報または相談することができる。

2 通報窓口は、原則として通報した者の氏名等並びに研究者の不正使用又は不正行為の態様及び内容が明らかなものを受け付けるものとする。

- 3 通報窓口は、匿名による通報があった場合には、研究者の不正使用又は不正行為の態様及び内容が明らかであり、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合は受理することとする。

(報告)

第7条 不正使用又は不正行為に関する通報があったときには、窓口担当者は統括管理者である学長と最高管理責任者である理事長に速やかに報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めた時には部局責任者に調査を行わせることとする。

(予備調査)

第8条 部局責任者は、理事長から予備調査を行うように指示があったときは、当該通報の信憑性について、予備調査を行うものとする。

- 2 部局責任者は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 3 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情も含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

- 4 部局責任者は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めるか、または、関係者のヒアリングを行うことができる。

- 5 部局責任者は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置を取ることができる。

- 6 部局責任者は、第1項の規定による指示を受けてから10日以内に、予備調査の結果を理事長に報告するものとする。

(調査実施の判断)

第9条 理事長は、前条第6項の報告に基づき、通報の日から30日以内に通報の内容を把握確認し、調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を関係者に報告するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

- 3 理事長は、第2項の規定に基づき、調査を実施することを決定した時は、調査の開始を当該事案に係る配分機関及び関係省庁にその旨を報告しなければならない。

(調査委員会)

第10条 理事長は、調査の実施を決定したときは、公的研究費の不正使用または研究活動における不正活動に関する調査委員会を設置し、調査の実施決定後、30日以内に、事

実関係の調査を開始させなければならない。

- 2 調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員（以下「委員会」）をもって組織する。
 - 一 理事の中から理事長が指名する者
 - 二 顧問弁護士
 - 三 調査を行う上で必要な知識を持つ外部有識者
 - 四 その他理事長が必要と認めた者
- 4 調査委員は、外部有識者が過半数を占めるように構成されなければならない。
- 5 理事長は、調査委員の氏名や所属を、告発者及び被告発者に示すものとする。
- 6 告発者及び被告発者は、調査委員について異議がある時は、10 日以内に異議申し立てをすることができる。

（守秘義務）

第 11 条 不正使用又は不正行為の通報から調査結果の公表に至る一連の流れに関係したものは、その職務に関し知り得た情報を他に他言してはならない。

（調査の実施）

- 第 12 条 委員会は、不正使用については、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者、不正使用の相当額等を、不正行為については、不正行為の有無、不正行為の内容、関与した者、特定不正行為に該当するか等を調査するものとする。
- 2 委員会は、不正行為に関する調査の際、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、調査を行うものとする。
 - 3 委員会は、調査の開始後 150 日以内に調査結果をまとめなければならない。
 - 4 委員会は、関係する教職員に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
 - 5 委員会は、被告発者に対し関係資料の提出、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
 - 6 委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
 - 7 委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
 - 8 委員会は、必要があると認めるときは、当該研究に係る研究費の支出を一部停止することができる。
 - 9 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について関係機関に報告協議しなければならない。
 - 10 委員会は、調査結果について、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。

- 11 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、関係機関に報告しなければならない。
- 12 関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を関係機関に提出しなければならない。
- 13 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(意見聴取)

第 13 条 委員会は、裁定を行うにあたっては、予め被告発者に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

- 2 被告発者は、調査内容の通知日から 30 日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。

(裁定)

第 14 条 委員会は、調査の結果に基づき、不正使用については、不正使用の有無及びその関与の程度、不正使用の相当額を、不正行為については、不正行為の有無及びその関与の程度、特定不正行為に該当するか否かを認定し、その結果を理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告に基づき、被告発者に対し、調査結果を通知するものとする。

(異議申立て)

第 15 条 被告発者は、裁定の結果に異議があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に理事長に異議申立てをすることができる。

- 2 理事長は、特定不正行為の認定に係る異議申し立てがあった時は、その事案に係る配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。

(再調査)

第 16 条 理事長は、異議申立てがあったときは、理事長の判断で委員会に対し、再調査の指示をすることができるものとする。

- 2 理事長は、再調査開始の決定をしたときには、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。
- 3 再調査の指示があったときは、委員会は速やかに再調査を行い、その結果を理事長に報告するものとする。
- 4 前項における再調査が開始された時、委員会は、50 日以内に先の調査結果を覆すかを決定しなければならない。
- 5 理事長は、前項における再調査の結果について、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告しなければならない。
- 6 再調査を実施しないことを決定したときは、再調査を行わない理由を異議申立てをした者及び委員会に通知する。
- 7 理事長は異議申し立てを却下し、再調査を実施しないことを決定した際には、当該事

案に係る配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。

- 8 異議申立てをした者は、第6項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第17条 委員長は、調査結果の通知後、被告発者から異議申し立てがなく、その内容が確定したときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに理事長に提出しなければならない。

(措置)

第18条 理事長は、前条による報告に基づき、その調査結果を告発者、被告発者、部局責任者等に通知するとともに、関係機関に関しては210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。仮に期限までに調査が完了しない場合であっても、関係機関に調査の中間報告を提出しなければならない。

- 2 不正行為に関与した者の処分については、上武大学就業規則第7章分限および懲戒規定による。

(調査結果の公表)

第19条 理事長は、前条の規定による措置のほか、不正使用又は不正行為に関与した者の氏名、所属、不正使用又は不正行為の内容、調査方法等を速やかに公表するものとする。

附則

この規則は平成27年3月11日から施行する。

附則

この規則は平成28年9月14日から施行する。

附則

この規則は平成31年3月25日から施行する。

附則

この規則は令和元年6月24日から施行する。

附則

この規則は令和元年11月27日から施行する。